

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【公開番号】特開2004-231619(P2004-231619A)

【公開日】平成16年8月19日(2004.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2004-032

【出願番号】特願2003-25340(P2003-25340)

【国際特許分類】

A 61 K 8/06 (2006.01)

B 01 F 17/30 (2006.01)

B 01 F 17/38 (2006.01)

B 01 F 17/52 (2006.01)

【F I】

A 61 K 7/00 N

B 01 F 17/30

B 01 F 17/38

B 01 F 17/52

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

前記水溶性高分子が、ゼラチン、フィブロイン、エラスチン、コラーゲン加水分解物、穀物タンパクの加水分解物、カルボキシメチルセルロース並びにその塩、キサンタンガム、アルギン酸並びにその塩、ポリアクリル酸並びにその塩、ポリメタクリル酸並びにその塩、カルボキシビニルポリマー並びにその塩、ポリメタクリロイルオキシエトキシホスホリルコリン及びポリメタクリロイルリジンから選択される1種乃至は2種以上である、請求項1～3何れか1項に記載の乳化組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

界面活性剤を含む場合には、該界面活性剤の配合量が、1重量%以下であることを特徴とする、請求項1～4何れか1項に記載の乳化組成物。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

本発明者らは、従来から知られている化粧料用の原料を用いて、界面活性剤を極力減量して、或いは、無しで乳化する技術を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、多価アルコール

5～20重量%と2)高級アルコール1～5重量%と3)脂肪酸1～5重量%と4)水溶性高分子0.01～5重量%含有する乳化組成物において、前記多価アルコールの50%以上がグリセリン乃至はポリグリセリンであり、且つ、前記高級アルコールと脂肪酸の重量比が2：1～1：2である乳化組成物を作成し、これを乳化化粧料としたり、或いは、これを中間原料とし、油性成分や水性成分を加えて乳化化粧料を作成することにより、界面活性剤を極力減量して、或いは、無しで乳化化粧料が作れることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は、以下に示す技術に関する。

(1) 1) 多価アルコール5～20重量%と2)高級アルコール1～5重量%と3)脂肪酸1～5重量%と4)水溶性高分子0.01～5重量%含有する乳化組成物において、前記多価アルコールの50%以上がグリセリン乃至はポリグリセリンであり、且つ、前記高級アルコールと脂肪酸の重量比が2：1～1：2であることを特徴とする、乳化組成物。

(2) 前記高級アルコールが、セチルアルコール、ステアリルアルコール及びベヘニルアルコールから選択される1種乃至は2種以上である、(1)に記載の乳化組成物。

(3) 前記脂肪酸が、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステアリン酸又はベヘン酸であることを特徴とする、(1)又は(2)に記載の乳化組成物。

(4) 前記水溶性高分子が、ゼラチン、フィブロイン、エラスチン、コラーゲン加水分解物、穀物タンパクの加水分解物、カルボキシメチルセルロース並びにその塩、キサンタンガム、アルギン酸並びにその塩、カルボキシビニルポリマー並びにその塩、ポリアクリル酸並びにその塩、ポリメタクリル酸並びにその塩、ポリメタクリロイルオキシエトキシホスホリルコリン及びポリメタクリロイルリジンから選択される1種乃至は2種以上である、(1)～(3)何れか1つに記載の乳化組成物。

(5) 界面活性剤を含む場合には、該界面活性剤の配合量が、1重量%以下であることを特徴とする、(1)～(4)何れか1つに記載の乳化組成物。

(6) 界面活性剤として、ポリオキシエチレン付加型の界面活性剤を含有しないことを特徴とする、(1)～(5)何れか1つに記載の乳化組成物。

(7) 実質的に界面活性剤を含有しないことを特徴とする、(1)～(6)何れか1つに記載の乳化組成物。

(8) (1)～(7)何れか1つに記載の乳化組成物からなる乳化化粧料。

(9) (1)～(7)何れか1つに記載の乳化組成物を含有する乳化化粧料。

(10) 高級アルコールと脂肪酸を含む油相に、多価アルコールと水溶性高分子を加えて、一様な可溶化又は分散系と為し、かかる後に水を含む水相を加えて乳化し、(1)～(7)何れか1つに記載の乳化組成物を製造し、該乳化組成物を中間原料として、これに製剤化用の成分を加えることを特徴とする、(9)に記載の乳化化粧料の製造法。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の乳化組成物においては、前記の成分以外に通常化粧料で使用される任意成分を含有することが出来る。かかる任意成分としては、例えば、スクワラン、流動パラフィン、軽質流動イソパラフィン、重質流動イソパラフィン、マイクロクリスタリンワックス、固体パラフィンなどの炭化水素類、ジメチコン、フェメチコン、シクロメチコン、アモジメチコン、ポリエーテル変性シリコーンなどのシリコーン類、ホホバ油、カルナウバワックス、モクロウ、ミツロウ、ゲイロウ、オレイン酸オクチルドデシル、イソプロピルミリステート、ネオペンチルグリコールジイソステアレート、リンゴ酸ジイソステアレートなどのエステル類、ヒマシ油、椰子油、水添椰子油、椿油、小麦胚芽油、イソステアリン酸トリグリセライド、イソオクタン酸トリグリセライド、オリーブオイル等のトリグリセライド類、ソルビタンセスキオレート、ソルビタンモノオレート、ソルビタントリオレート、ソルビタンセスキステアレート、ソルビタンモノステアレート、ポリオキシエチレンソル

ビタンモノオレート、ポリオキシエチレンソルビタンモノステアレート、ポリオキシエチレンステアレート、ポリオキシエチレンオレート、ポリオキシエチレングリセリル脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油等の非イオン界面活性剤、ソジウムラウリルステアレート、ポリオキシエチレンアルキル硫酸塩、スルホコハク酸エステル塩などのアニオン界面活性剤、4級アルキルアンモニウム塩等のカチオン界面活性剤類、アルキルベタイン等の両性界面活性剤類、結晶セルロースや架橋型メチルポリシロキサン、ポリエチレン粉末、アクリル樹脂粉体等の有機粉体類、タルク、マイカ、セリサイト、炭酸マグネシウム、炭酸カルシウム、二酸化チタン、酸化鉄、紺青、群青、チタンマイカ、チタンセリサイト、シリカ等の表面処理されていても良い粉体類、アクリル酸・メタクリル酸アルキルコポリマー及び／又はその塩、レチノール、レチノイン酸、トコフェロール、リボフラビン、ピリドキシン、アスコルビン酸、アスコルビン酸リン酸エステル塩などのビタミンやグリチルリチン酸塩、グリチルレチン、ウルソール酸、オレアノール酸などのテルペン類、エストラジオール、エチニルエストラジオール、エストリオールなどのステロイド類などの有効成分、フェノキシエタノール、パラベン類、ヒビテングルコネート、塩化ベンザルコニウム等の防腐剤、ジメチルアミノ安息香酸エステル類、桂皮酸エステル類、ベンゾフェノン類などの紫外線吸収剤などが好ましく例示できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

かくして得られた本発明の乳化組成物は、そのまま化粧料や皮膚外用医薬や食品として使用することも出来るし、これを製造の為の中間原料とし、これに適宜、任意成分を加えて、化粧料や皮膚外用医薬や食品にすることも出来る。この様な中間原料として本願発明の乳化組成物を使用することにより、より安定性の高い製剤を得ることが出来る。かかる任意成分としては、例えば、スクワラン、流動パラフィン、軽質流動イソパラフィン、重質流動イソパラフィン、マイクロクリスタリンワックス、固体パラフィンなどの炭化水素類、ジメチコン、フェメチコン、シクロメチコン、アモジメチコン、ポリエーテル変性シリコーンなどのシリコーン類、ホホバ油、カルナウバワックス、モクロウ、ミツロウ、ゲイロウ、オレイン酸オクチルドデシル、イソプロピルミリステート、ネオペンチルグリコールジイソステアレート、リンゴ酸ジイソステアレートなどのエステル類、ヒマシ油、椰子油、水添椰子油、椿油、小麦胚芽油、イソステアリン酸トリグリセライド、イソオクタン酸トリグリセライド、オリーブオイル等のトリグリセライド類、ソルビタンセスキオレート、ソルビタンモノオレート、ソルビタントリオレート、ソルビタンセスキステアレート、ソルビタンモノステアレート、ポリオキシエチレンソルビタンモノオレート、ポリオキシエチレンソルビタンモノステアレート、ポリオキシエチレンステアレート、ポリオキシエチレンオレート、ポリオキシエチレングリセリル脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油等の非イオン界面活性剤、ソジウムラウリルステアレート、ポリオキシエチレンアルキル硫酸塩、スルホコハク酸エステル塩などのアニオン界面活性剤、4級アルキルアンモニウム塩等のカチオン界面活性剤類、アルキルベタイン等の両性界面活性剤類、結晶セルロースや架橋型メチルポリシロキサン、ポリエチレン粉末、アクリル樹脂粉体等の有機粉体類、タルク、マイカ、セリサイト、炭酸マグネシウム、炭酸カルシウム、二酸化チタン、酸化鉄、紺青、群青、チタンマイカ、チタンセリサイト、シリカ等の表面処理されていても良い粉体類、アクリル酸・メタクリル酸アルキルコポリマー及び／又はその塩、レチノール、レチノイン酸、トコフェロール、リボフラビン、ピリドキシン、アスコルビン酸、アスコルビン酸リン酸エステル塩などのビタミンやグリチルリチン酸塩、グリチルレチン、ウルソール酸、オレアノール酸などのテルペン類、エストラジオール、エチニルエストラジオール、エストリオールなどのス

テロイド類などの有効成分、フェノキシエタノール、パラベン類、ヒビテングルコネット、塩化ベンザルコニウム等の防腐剤、ジメチルアミノ安息香酸エステル類、桂皮酸エステル類、ベンゾフェノン類などの紫外線吸収剤などが好ましく例示できる。従って、本発明の製剤としては、多価アルコールの50%以上、更に好ましくは60重量%以上がグリセリン乃至はポリグリセリンであり、且つ、前記高級アルコールと脂肪酸の重量比が2:1~1:2、更に好ましくは3:2~2:3である乳化製剤であって、水溶性高分子を含有し、界面活性剤を実質的に含有しないか、界面活性剤の含有量が製剤全量に対して1重量%以下の乳化製剤の形態で特徴づけられる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

<実施例8>

乳化組成物1を中間原料として用いて、本発明の乳化化粧料1を作成した。即ち、イの成分に口の成分を攪拌して混ぜ込み、更にハの成分を混ぜ込んで本発明の乳化化粧料1とした。同一の処方構成を通常の乳化法により処理したが乳化しなかった。(比較例5)尚、この乳化化粧料1は乾燥肌用の化粧料として好適であった。

イ

乳化組成物1 50 重量部

口

流動パラフィン 30 重量部

ハ

水 20 重量部

(比較例5)

製法：イ、口を80℃に加熱し、口を攪拌しながら、これにイを徐々に加え、攪拌冷却した。

イ

水 77.2 重量部

グリセリン 10 重量部

1,3-ブタンジオール 8 重量部

エラスチン 0.1 重量部

口

流動パラフィン 30 重量部

固形パラフィン 2 重量部

ワセリン 1 重量部

ベヘン酸 4.5 重量部

セチルアルコール 3 重量部

スクワラン 11 重量部

ホホバ油 1 重量部

ジメチコン 2 重量部

メチルパラベン 0.1 重量部

ブチルパラベン 0.1 重量部